

【フォーラム】

日本語に「長距離」の例外的格付与はあるのか？

—Ura (2007) の批判的検討—

畠山雄二

本田謙介

田中江扶

東京農工大学

獨協大学非常勤

首都大学東京非常勤

【要旨】 Ura (2007) は、一部の関西方言において「僕はジョンにそのことをできる(て)思う」のような構文が成り立つことを指摘し、「長距離の例外的格付与 (Long-Distance ECM: LD-ECM)」として分析した。その際の省略可能な補文標識は「弱い」フェイズを形成するとして、「補文標識の省略が許されない言語では、LD-ECM は許されない」という一般化を示した。この一般化に対し、本稿では、60 人の非関西方言話者について対応構文を調査し、(i) 補文標識が省略可能であるが、LD-ECM が許されない場合(弱い反例)、および(ii) 補文標識が省略不可能であるが、LD-ECM が許される場合(強い反例)という二種類の反例を提示する。特に (ii) の反例は、Ura の一般化にとって大きな問題であり、補文標識の省略と LD-ECM の成立との間に強い相関関係がないことを指摘する。さらに、フェイズ理論に頼らない分析として、補文の対格名詞句が焦点を当てられるために補文 CP 指定部に非顕在的に移動し、そこで対格の認可を受けるとする分析を示す。この分析では、Ura の分析とは異なり、文法操作の局所性や最短距離性といった文法理論の核を成す制約を変更することなく、日本語にみられる LD-ECM の有標性を捉えることが可能になる*。

キーワード：補文標識の省略可能性、フェイズ、長距離格付与、有標性

1. はじめに

日本語の例外的格付与 (Exceptional Case Marking, 以下 ECM) の構文については、これまで多くの研究がなされてきた (Kuno 1976, Kaneko 1988, Tanaka 2002, 平岩 2006 など)。代表例として次の (1b) が挙げられる。

- (1) a. 僕は [太郎が馬鹿だと] 思う。
b. 僕は [太郎を馬鹿だと] 思う。

格付与は、一般的には (1a) のように同節内で行われる。しかし、(1b) では主節の動詞「思う」が補文の中の「太郎」に対格を与えているように見える。つまり、主節の動詞が補文の中にある名詞句「太郎」に対し、「と」が示す節境界 (CP) を

*『言語研究』の査読者および編集委員より、本稿の構成や内容に関し、貴重なコメントを頂くことができた。厚くお礼申し上げたい。本稿に残されているであろう不備や誤りは、すべて著者の責任である。なお、執筆者の順番はアルファベット順である。

越えて格付与を行っているため、「例外的」格付与となる¹。

しかしながら、(1b)の「太郎を」は補文から主節に移動しているという分析がある（特に Kuno 1976 や Tanaka 2002）。そのことを示す一つの証拠として、副詞との位置関係が挙げられている。次の(2)において、副詞「愚かにも」と「太郎」との語順関係のみてみよう。

- (2) a. *僕は「太郎が愚かにも馬鹿だと」思う。
 b. 僕は太郎を愚かにも馬鹿だと思ふ。

上の例において、「愚かにも」という副詞は主節の動詞「思う」と関係するため、主節に位置すると考えられる。そのため、(2a)のように、「愚かにも」が「太郎が馬鹿だと」という補文の中に入ると、非文となる。しかしながら、(2a)と同様に、一見、「愚かにも」が補文の中にあるように思われる(2b)は文法的である。「愚かにも」は主節に位置するはずであるため、この副詞より左に現われている「太郎を」も主節にあるということになる。ここで、「太郎を」は、ももとは補文内の要素（すなわち「馬鹿だ」の主語）と考えられるため、この対格名詞句は、補文内から主節へ移動したものと考えられる。

これと平行的に、(1b)においても「太郎を」が補文内から主節へ移動しているとすると、「太郎を」は「思う」と同じ主節内で対格が付与されていることになる。この「繰り上げ」分析では、(1b)において、主節の動詞「思う」が補文（＝CP）の境界を通過して「太郎」に対格を与えていると考える必要はないことになる。つまり、(1b)は補文の主語が対格を持つという点では例外的な格付与ではあるが、同じ節内で格付与が行われているという点では「長距離の」格付与とは言えないことになる。

これに対して Ura (2007) では、CP を飛び越えて実際に「長距離」で格付与が行われるとされる例が提出されている。(3)がその代表的な例である。

- (3) 僕は「ジョンにそのことをできそうや(て)」思う。[関西方言 A]
 (cf. 僕は「ジョンにそのことができそうや(て)」思う。)(Ura 2007: 13)

(3)は関西方言で、「て」は標準語の補文標識「と」に相当し、省略(脱落)が可能である。Uraはこのような例を「長距離」例外的格付与(Long-Distance ECM, 以下 LD-ECM)と呼んでいる。Uraによると、LD-ECMが許されるのは、関西方言の中でも「方言 A」と呼ぶ話者だけに限られるということである。(3)がLD-ECMであると認定するためには、2つのことが必要となる。一つは、対格が与えられている「そのことを」が補文内にあるということであり、もう一つは、そ

¹本稿では、便宜上「格付与」という用語を主に使っているが、引用の際や文脈に応じて「照合」や「認可」という用語も使っている。しかし、この用語の使い分け自体は、本論の議論には何も影響しない。

の対格は主節の動詞「思う」から与えられているということである。Ura は、この2点を実際に成立すると論じている。

まず、(3)の「そのことを」が補文内の要素だという証拠として、(4)が挙げられる。

(4) *僕はジョンにそのことを愚かにもできそうや (て) 思う。(Ura 2007: 21)

(4)は(2b)と対照的である。(2b)のECM構文は、(4)の例と同様に対格名詞句が副詞「愚かにも」の左側にきているにもかかわらず文法的である。他方、(4)は(2a)と同じ理由で非文法的になっている。すなわち、主節に位置するはずの副詞「愚かにも」が補文の中に位置しているため、(4)は非文となる。このことは、(4)(および(3))において、「そのことを」が主節ではなく補文内にあることを示している。

次に、(3)の対格が補文内で与えられないことは、次の(5)が非文であることから証明される。

(5) *ジョンにそのことをできそうや。(Ura 2007: 15)

すなわち、標準語と同じく関西方言Aにおいても、「できる」という動詞では「～に～を」という格パターンをとることができない。よって、(3)の「そのことを」は補文内の要素であるにもかかわらず、主節の動詞「思う」によって対格が付与されていることになる。

以上の考察から、Uraは(3)の補文内の対格付与は、主節の動詞から補文境界(すなわちCP)を飛び越えて行われていると結論付け、(3)を従来のECMとは異なり、真性の「長距離格付与(long-distance Case assignment)」であると見なしている。

(3)のような構文がもし可能だとすると、長距離格付与のような特殊な操作を理論的に認めることになる。さらに、日本語の記述という点においても変更を加えることになる。なぜなら、例(3)の補文は、「ジョンにそのことをできる」という格配列になっているからである。一般に日本語の述語は「ガ格のみ」、「ガ格+ヲ格」、「ガ格+ニ格」、あるいは「ニ格+ガ格」という格パターンをとり、「ニ格+ヲ格」という格パターンは存在しないのである。

本稿では、まず、第2節でUra(2007)の分析を概観し、その問題点を指摘する。第3節では、関西方言以外におけるLD-ECMに関する調査結果を示し、長距離格付与を用いない分析を示唆する。

2. Ura (2007) の分析とその問題点

2.1. Ura (2007) の分析

Uraは(3)のようなLD-ECMの現象は、生成文法のフェイズ理論(Chomsky 2001)にとって問題となることを指摘している。ここで(3)をもう一度下に繰り返す。

(3) 僕は [ジョンにそのことをできそうや (て)] 思う。

フェイズ理論では、(3)はPhase Impenetrability Condition (PIC, 位相不可侵条件) および Defective Intervention Condition (DIC, 不活性要素介入条件) という2つの条件のいずれかで排除されることになる。概略、PICは生成文法初期(Chomsky 1973)の「時制文条件(Tensed-S Condition)」に、DICは「特定主語条件(Specified Subject Condition)」に相当し、様々な現象を包括する一般的な条件であると考えられている。重要なのは、(3)がこれらの一般的な条件に違反しているにもかかわらず、関西方言Aでは文法的とされていることである。具体的には、(3)は次の2点において問題となる。

- ① 格付与が節境界を越えて行われる(統語操作が局所的ではない)。
- ② 潜在的に格付与を受けられる要素が介入しているにもかかわらず格付与が行われている(統語操作が最短距離ではない)。

まず、①に関連するPICからみていく。PICは統語操作が局所的にかかること(locality)を保証した制約であり、単純化して言うと、統語操作のかかる範囲をフェイズ(Phase)と規定する。ゆえに、主節の動詞が補文のフェイズ(=CP)を飛び越えて格付与することは禁止される(Chomsky 2001)。そこでUraは、(3)の現象を捉えるために、PICが表す局所性という原則は保持したまま、「フェイズの捉え方」に焦点を当て、「フェイズに強いフェイズと弱いフェイズがある」と主張している。強いフェイズはPICの対象となり、弱いフェイズはPICの対象外になる。このように仮定すると、(3)の補文CPが「強い」フェイズではなく「弱い」フェイズであれば、PICは(3)には無関係ということになる。実際、Uraは、(3)のLD-ECMにおいて、補文のCPは弱いフェイズであるためPICに抵触せず、従って上の①も問題にならないと主張している。そう考える根拠は、関西方言では補文標識「と」が「て」に弱化し、更に脱落もするという事実である(これについては後述)。

次に②のDICについてみていく。DICは統語操作が最短距離で行われること(minimality)を保証した制約であり、簡単にいうと、照合するものと照合されるものの間に別の照合可能要素が介入してはいけないことを規定する(Chomsky 2001)²。もう一度(3)の例を見てみよう。

² 本稿ではDICの細かい定義や、Ura(2007)で修正されたところ等の詳細は、議論の内容には関係しない。以下が、Chomsky(2000)によるDICの定義とUraで提案された新しいDICの定義となる(Ura 2007: 27)：

(i) *Chomsky's (2000) definition of the DIC*

In the situation $A > B > C$, where A is a probe and B is a matching goal, A cannot agree with C if B is inactive due to a prior Agree with some other probe.

(ii) *New definition of the DIC*

In the situation $A > B > C$, where A is a probe and B is a matching goal, A cannot agree with C if B is inactive due to a prior Agree with some other probe that has no Agree relation with C.

(3) 僕は [ジョンにそのことをできそうや (て)] 思う。

ここで、主節の動詞「思う」が、補文の名詞句「ジョン」を飛び越えた形で、名詞句「そのこと」の格を照合している（つまり、対格を与えている）。これは DIC では許されない。そこで、Ura は、DIC の定義を一部改訂して、主節の動詞「思う」が、補文の名詞句「ジョン」を飛び越えて名詞句「そのこと」の格を照合できるようにしている。

以上が LD-ECM に対する Ura の分析の概略であるが、ここでは、PIC や DIC の細かい定義や、Ura で修正された箇所などについての詳細には立ち入らない。次節では、Ura のアプローチが経験的にも理論的にも問題があることを指摘する。

2.2. Ura (2007) の問題点

先に述べたように、Ura の分析では「フェイズの強弱」という概念が中心的な役割をはたしている。なぜなら、PIC においては「何がフェイズか」という点が重要になるからである。また、DIC というのは、あくまで PIC が成り立たない場合に適用される制約である (Chomsky 2001)。よって、Ura 分析の流れは、次のように整理できる。

(i) フェイズの強弱 → (ii) PIC の適用の有無 → (iii) DIC 適用の有無

もし、分析の出発点である「フェイズの強弱」という考え方に問題があれば、Ura の分析全体に支障をきたすことになる。以下ではこの点を中心に、Ura の問題点をみていく。

まず、重要なのは、(3) の例において、補文の CP が「弱い」フェイズであると考えた独立した根拠があるのかどうかである。このフェイズの強弱に対する独立した根拠がないと、「LD-ECM を許すからフェイズが弱い」のか「フェイズが弱いから LD-ECM を許す」のかがはっきりせず、議論が循環してしまう。そこで Ura は、フェイズの強弱に関する独立した経験的証拠として、「(関西方言 A では) 補文標識の省略が許されること」ということを指摘している。

(6) ビルは [_{CP} [_{TP} ジョンが 来た] (て/と)] ゆうた／思った。(Ura 2007: 24)

(6) のように、関西方言では補文標識の「て」(ないし「と」) が省略可能である。この事実をもとに、Ura は次の仮説を立てている。

(7) 省略可能な補文標識 → 弱いフェイズ

ただし、(7) が成り立たない場合もある。Ura 自身が指摘するように、関西方言の中にも、(3) の LD-ECM を許す話者と許さない話者がいる。Ura は LD-ECM を許す話者を「関西方言 A」と呼び、LD-ECM を許さない話者を「関西方言 B」と呼ぶ (Ura 2007: 15)。ここでのポイントは、LD-ECM を許さない (= (3) の例

を非文と考える) 関西方言 B の話者も、補文標識の省略を許すという事実である。すなわち、関西方言 B では、補文標識が省略できるにもかかわらず、LD-ECM は成立しない(つまり、関西方言 B の補文は「強い」フェイズである)ということである。

Ura はこのことを考慮して、補文標識の省略は LD-ECM が成立するための「必要条件」であると述べている(Ura 2007: 24, 注 12)。しかし、「必要条件」というだけで、(3) の補文が「弱い」フェイズであると結論づけることには無理がある。上述のように、関西方言 B の話者は、(3) を非文とみなす。補文標識が省略可能であることは、関西方言 A も関西方言 B も同じであるから、補文標識の省略だけでは、LD-ECM を許す関西方言 A と LD-ECM を許さない関西方言 B との区別ができないことになる。

Ura はこの点に関して、更に次のように述べている(Ura 2007: 24, 注 12)。

- (8) 関西方言 A の補文標識の特異性によって、それに導かれた定形節が強いフェイズにならない。

しかし、「関西方言 A の補文標識の特異性」とは一体何を指すかは明確にされていない。補文標識の省略という目に見える形ではないとすれば、残る可能性は、形態的に具現化していないものであることになるが、そのような事実は今のところ指摘されていない。Ura は、「形態的には具現化していないが目に見えない何らかの特異性がある」と示唆するに留めている。しかしながら、上述したように、Ura 分析の出発点である「フェイズの強弱」に関する経験的証拠が薄弱であるなら、Ura 分析自体の妥当性が疑わしいことになる。

最後に、DIC にかかわる問題点についてみていく。ここでは、DIC そのものの問題点というより、DIC を使った Ura の分析方法の問題点を指摘する。本節の冒頭で述べたように、DIC は PIC が成り立たない時にのみ適用される条件とされる。つまり、あくまでフェイズが弱く、PIC が適用されない場合にのみ、(3) の LD-ECM に対して DIC が適用されるのである。しかし、これまでの議論で、フェイズが弱いという Ura の仮定は根拠が弱いことを見た。よって、(3) では依然として PIC が適用される可能性があり、その場合は、DIC は適用範囲外となる(しかも、PIC が適用された場合、(3) の LD-ECM は関西方言 A においても非文であると、誤った予測をしてしまう)。

しかし、ここでは議論の便宜上、Ura に従って、(3) の補文は「弱い」フェイズであり、DIC に従うと仮定した上で議論を進めることにしよう。前節でみたように、(3) に DIC をそのまま適用すると、(3) が誤って排除されることになる。そこで Ura は、DIC の定義を一部改訂して、(3) の文法性を捉えようとした。しかし、この分析の方向性には大きな問題がある。

Ura も認めているように、(3) のような LD-ECM が許されるのは、関西方言 A のみである。つまり、(3) は一部の話者にだけ許容される有標な文と考えられる。

「有標性」という観点から Ura の分析を捉え直した場合、DIC のような一般的な条件を緩和させて (3) を説明することは、(3) の持つ有標性を捉えられないことになる。なぜなら、Ura の DIC を用いた分析においては、(3) は一般的な文法の条件で文法的と判断されてしまうことになり、(3) の有標性がどこからきたのかについて、不明なままになってしまうからである。

本節の要点をまとめると、次のようになる。まず、(3) の補文が「弱い」フェイズと考える根拠が薄弱であることを指摘した。このことは、フェイズに関して、「強弱」を認める分析の不備を示唆している。フェイズに強弱がないのであれば、Ura 分析においても、(3) の LD-ECM に PIC を適用せざるをえなくなり、(3) は関西方言 A でも誤って排除されてしまうことになる。(3) の補文を「弱いフェイズ」だと仮定したとしても、(3) を説明するためだけに一般性のある DIC の定義を改訂しなければならず、その場合、(3) の有標性が捉えられないことになる。

次節では、小規模（被験者数 60 名）ではあるが、関西方言以外について行なった調査を説明し、その結果から、Ura の長距離格付与とは異なる分析を示唆する。

3. 非関西方言における LD-ECM

3.1. 調査の方法と結果

ここで、もう一度、LD-ECM に関する Ura (2007) の観察をまとめると、次のようになる。

(イ) LD-ECM は関西方言の一部の話者で可能である。

(ロ) LD-ECM では補文標識が省略可能である。

まず、(イ) について、(3) のような文が関西方言以外で可能かどうかを調査した。この意図は、(3) の現象が本当に方言であるのかどうかを見るためである。もし方言なら、Ura の分析のように、「その方言ではフェイズが弱い」というような、方言独特の「共通の特徴」を持ち出す方向で分析する可能性もありえる。しかし、もし関西方言以外の話者でも (3) のタイプの構文を許すのであれば、それは方言というより、むしろ「個人差」とあるという可能性も出てくる。

次に、(ロ) は Ura の分析でも中心となる観察であるが、その妥当性は次の 2 通りの方法で検証できる。

(A) 補文標識が省略可能であるが、LD-ECM が許されない。(弱い反例)

(B) 補文標識が省略不可能であるが、LD-ECM が許される。(強い反例)

まず、(A) は「弱い反例」と言える。なぜなら、Ura によれば補文標識の省略はあくまで「必要条件」に過ぎないからである。しかし、(B) は「強い反例」となる。なぜなら、Ura の観察では、LD-ECM はあくまで補文標識の省略が許される時のみ可能であるからだ。よって、補文標識の省略が許されないのに LD-ECM を許す話者がいるなら、Ura の主張は経験的に反証されることになる。この場合、補文標識省略の有無は LD-ECM の成否と関係ないことになる。補文標識省略の有無が関係ないのであれば、フェイズの「強弱」を根底におく Ura の分析全体が成り立たな

いことになる。

以上を念頭に置き、本研究で行った調査とその結果をみていく。調査は次の手順で行なった。被験者は、大学の学部生 58 名と社会人 2 名の合計 60 名である³。

予備調査：まず、1 と 2 の単文における格パターンを最初に確認してもらった。

1. ジョンにそのことがわかる。
2. ジョンにそのことをわかる。

ここで、「1 を適格文、2 を不適格文」と判断しない被験者は、以降の調査から外した。理由は、2 の単文で「ニーヲ」パターンを許す被験者は、LD-ECM 構文においても補文の中で対格付与を許す可能性があるからである。

本調査：予備調査で、「1 を適格文、2 を不適格文」と判断した被験者に、次の文の文法性を判断してもらった。

3. 私はジョンにそのことができると思う。
4. 私はジョンにそのことができる思う。
5. 私はジョンにそのことをできると思う。(cf. (3))

確認調査：5 を許す被験者を呼びだし、当該の文を発音してもらった。

では、本調査の内容を具体的に説明していこう。用いた例文は上の 3, 4, 5 の 3 つである。これらの文は、関西方言ではなく、標準的な日本語の形式（特に標準的な補文標識「と」）を用いている。これは、Ura が関西方言の補文標識「て」を問題にしたのに対して、標準的な補文標識「と」でも LD-ECM に相当する現象が起るかどうかを調べるためである。まず、3 が基本的な構文で、補文標識「と」が省略されず、LD-ECM も起こっていない（補文の名詞句「そのこと」が主格の「が」で標示されている）。次に、4 は補文標識「と」が省略可能かどうかを調べる例である。この場合も LD-ECM は起こっていない。最後に 5 は、補文の名詞句「そのこと」が対格「を」で標示されて、LD-ECM の形式をとっている。

被験者には、各文の文法性判断を紙に書いて提出してもらった。その調査結果を、(9) にまとめている。(9) では、関係するところだけ出身地を明記し、どのような地域の出身者が LD-ECM が可能か（または可能でないか）を示している。

(9) a. 3 が適格 (60/60)

b. 4 が適格 (8/60)
= 補文省略可

- | | |
|---|--|
| { | i. <u>5 が不適格 (6/8)</u> = LD-ECM 不可
和歌山・埼玉・群馬・栃木・北海道・神奈川 |
| | ii. <u>5 が適格 (2/8)</u> = LD-ECM 可
富山・石川 |

³ アンケート調査の方法に関して、『言語研究』の査読者より、様々な具体的なコメントを頂いた。今後、さらに調査を進める上で有益なアドバイスであり、今後の研究に活かしたい。

c. 4 が不適格 (52/60) = 補文省略不可	}	i. 5 が不適格 (46/52) = LD-ECM 不可
		ii. 5 が適格 (6/52) = LD-ECM 可 山口・埼玉・東京・千葉・神奈川・愛媛

(9) で、丸括弧内の数字は全体数に対する該当数を表す。例えば、「8/60」は「60人中8人が該当」という意味である。また、(9b) と (9c) はそれぞれ枝分かれしているが、これは4の文法性と5の文法性の相関関係を表している。例えば、(9) b-i は、「4を適格文とみなした8人のうち、6人が5を不適格とみなしていた」ということを表す。ここで、(9) の調査結果を集約すると、次の3点になる。

- ① 補文内の「ニーヲ」パターン5を許す話者は全体の10分の1強しかいない：(8/60 (=13.3%) : (9b-ii)・(9c-ii))
- ② 補文標識を省略できるのに、5を許さない話者は比率が高い：(6/8 (=75%) : (9b-i))
- ③ 補文標識を省略できないのに、5を許す話者は比率が低い、存在する：(6/52 (=11.5%) : (9c-ii))

①, ②, ③の結果は、全体としては、関西方言 (A, B) の状況と大差がないと言えるだろう。まず、①からは、5のような格パターンは有標であるといえる。これは、Ura の LD-ECM が関西方言の中でも一部の話者 (関西方言 A) に限られることと平行している。次に、②と③から、補文標識の省略が、LD-ECM の成立と相関していないことがわかる。特に、②「補文標識が省略できるのに「ニーヲ」パターンを認めない話者」の比率が75%にのぼることは、Ura の主張に大きな議論を投げかけている。さらに、③のように、補文標識が省略できないのに「ニーヲ」パターンを許す話者が全体の11.5%も存在するという事は、Ura 分析にとって強い反例となる。

Ura は、フェイズが弱いことで LD-ECM が可能になると分析した。そして、このフェイズの「強弱」を決めるのが補文省略の有無であった。しかし本研究の調査では、補文標識が省略できることと LD-ECM が許されることの間強い相関関係がないことが明らかになった。また、関西方言と同様に、他の方言においても LD-ECM の現象が有標であり、ほとんどの場合、許されないことを考慮に入れると、(3) の補文のフェイズは、方言の違いにかかわらず、「強い」と統一しておく方が望ましいと考えられる。言い換えれば、フェイズに「強弱」などなく、「フェイズはあくまでフェイズである」と考える方が妥当であることになる。

では、(3) および (4) のような文にフェイズの強弱が関与していないとすると、なぜ、一部の話者にとってこれらの文が許されるのだろうか。次節では、Ura の長距離格付与を用いない分析を示唆する。

3.2. 焦点化による分析

先に、調査の手順を説明するときに述べたように、5のLD-ECMを許容する被験者には、実際に5の文を音読してもらい、その音読の特徴を調べた。その結果が次の(10)である。

(10) 「5. 私はジョンにそのことをできると思う。」

この文を適格と認めた8名(9b-ii, 9c-ii)のうち、6名が「そのことを」に強勢を置いて発音した：

(6/8 (75%)：出身地の内訳：石川・山口・埼玉・千葉・神奈川・愛媛)

すなわち、有標文の5には「そのことを」に特別な強勢が置かれる場合が多い。またこれは、話者の方言(出身地)と関係しない。ある要素に強勢が置かれるということは、その要素に意味的な焦点が当てられていることの一つの現われだと考えられる⁴。

焦点が当てられる要素は、一般的に、ある種のオペレーターとして移動することが知られている。次の英語の例を見てみよう。

(11) a. *Who_i does his_i mother love t_i?

b. *His_i mother loves JOHN_i. (cf. Chomsky 1976, Culicover 1991)

(11a)は弱交差(weak crossover)と呼ばれる現象で、whoがその先行詞hisを飛び越えて移動した場合、whoがhisを指す解釈は困難になる。興味深いことに、(11b)のように、外見上Johnがhisを飛び越えていない場合にも、(11a)と同じ程度の非文法性が見られる。この場合、JOHNと示されているように、Johnに強勢が置かれることが重要である。強勢が置かれない場合には、hisがJohnを指すことが可能である。

ここで、(11b)の非文法性を説明するには、(11a)のwhoがCP指定部に移動するのと同じように、(11b)のJOHNもLFにおいてCP指定部に移動していると考えればよい。

(12) a. [_{CP} Who_i [_{C'} does his_i mother love t_i]] (= (11a))

b. [_{CP} JOHN_i [_{C'} his_i mother loves t_i]] (= (11b))

ただし、(12a)のwhoの移動が顕在的移動(overt movement)であるのに対し、(12b)のJOHNの移動は非顕在的移動(covert movement)である。

このことをふまえて、(10)にある5の文の構造を考えてみよう。先に観察したように、5の文を文法的と判断する話者の多くが、「そのことを」に特別な強勢を

⁴ (10)の調査結果から明らかなように、LD-ECMを許す8名の中で、2名が「そのことを」に強勢を置かない結果が得られている。この事実に対する一つの可能性として、ヲ格の許容度ということが考えられる。通常、与格主語構文においてはニーガの組み合わせが許されるが、予備調査で、ニーヲの組み合わせも許す人が少なからずいたことが分かった。

置いている。焦点化され特別な強勢を担う要素が CP 指定部に非顕在的に移動すると仮定すると (cf. (12b)), 「そのことを」は次の (13) のように CP 指定部に移動していると考えられる。

(13) 私は [_{CP} そのことを_i [_{IP} ジョンに_{t_i} できると]] 思う。

これに関して、平岩 (2006) は、典型的な ECM 構文である (1b) を次の (14) のように分析し、補文中の「太郎を」は補文の CP 指定部で対格が認可されると想定している。

(1b) 僕は太郎を馬鹿だと思う。

(14) 僕は [_{CP} 太郎を_i [_{IP} _{t_i} 馬鹿だ] と] 思う。

(14) では、「太郎を」が顕在的に CP 指定部に移動し、その位置で主節の動詞「思う」によって一致 (Agree) を受け、対格が認可される⁵。この平岩分析を援用すると、(14) の顕在的な移動と平行的に、(13) の非顕在的な移動においても、対格(「そのことを」)は CP 指定部の位置で認可されると考えることができる。このように、本分析では、ECM および LD-ECM とともに、補文内の名詞句が補文の CP 指定部に移動することで、主節の動詞と対格の一致が行われる⁶。この分析によると、(3) および (10) の 5 のように LD-ECM が可能になる場合は、深く埋め込まれた名詞句が非顕在的に主節の近くまで上がり、ECM と同じような構造のもとで対格が与えられる。つまり、(3) および (10) の 5 においても、格付与は「局所的」に行われることになるため、Ura の指摘するような LD-ECM は存在しないということになる。

最後に、本分析と Ura (2007) の分析を比較してみる。本分析が Ura の分析と異なっているのは、次の 3 点である。

- (i) LD-ECM ((3) および 5) の容認性を補文標識が省略できることに求めている。
- (ii) 5 を許す話者の多くが対格名詞句に強勢を置くことが説明できる。(ただし、関西方言 A の話者が対格名詞句に特別な強勢を置くかどうかは、Ura も触れておらず、現段階では不明である。)
- (iii) PIC や DIC のような、文法理論の根幹を成す制約の定義や適用方法を何も変えることなく、LD-ECM の容認性と有標性を説明できる。

⁵ フェイズ理論でも、補文の CP 指定部の位置は、主節の動詞 (あるいは *v*) からの一致 (Agree) が受けられる場所 (edge) であると仮定されている (cf. Chomsky 2001)。

⁶ 本稿では、強勢やフォーカスの置き方により文法性が変わる可能性は認めているが、強勢やフォーカスの「強さ」に関しては、被験者間に大きなばらつきがあると考えている。特にフォーカスの「強さ」が文法性の違いとなって表面に現われる場合には、ヲ格名詞句に相当強いフォーカスが置かれなければならないと考えている。しかし、被験者にそのような強いフォーカスを置かせるためには、検査文の文脈 (バックグラウンド) をかなり豊かにする必要がある。しかし、そのように文脈を整えたとしても、被験者によってフォーカスの当てる場所が異なることがよくある。よって、実験者が被験者のフォーカスの当て方を熟知し、それを踏まえ LD-ECM の例を調べていくというような、慎重な手順を踏まなければならない。

特に、(iii) が重要である。本分析においては、LD-ECM と呼ばれる現象は、格付与の「局所性」の観点から原理的にありえない。そのような、通常は許されない文が良くなるのは、「特別なこと」をして、格付与が局所的に行われるような構造を「作り出している」からであると考えられる。特別なことをしているからこそ、個人差があり有標な文であることになる。本節では、非関西方言の調査に基づき、その「特別なこと」として、補文内の名詞句に強勢を置くことで非顕在的な移動を引き起こすという分析を指摘した⁷。

4. まとめ

Ura (2007) では、関西方言 A において LD-ECM が成立することが指摘され、「補文標識の省略が許されない言語では LD-ECM は許されない」という一般化が提出された。この一般化に対し、本稿では、非関西方言をもとに調査を行い、2種類の反例を示した。

- (i) 補文標識が省略可能であるが、LD-ECM が許されないことがある。(弱い反例)
- (ii) 補文標識が省略不可能であるが、LD-ECM が許されることがある。(強い反例)

特に (ii) は、Ura の一般化にとって強い反例となる。第3節で観察したように、補文標識が省略できることと LD-ECM が許されることの間には強い相関関係が見られない。そこで、方言によって補文のフェイズを「強い」「弱い」に二分する Ura の分析は採らず、代わりに、補文の対格名詞句が補文の CP 指定部に非顕在的に移動し、そこで対格を認可されるという分析を示唆した。この分析では、Ura の分析とは異なり、PIC と DIC がそれぞれ表している文法操作の「局所性 (locality)」, 「最短距離性 (minimality)」という文法理論の核を成す制約を変更することなく、(3) や 5 の現象が持つ有標性を捉えることができる。また、本分析が正しいとすると、Ura が「本当の」LD-ECM の例として挙げた例は、実際は LD-ECM ではないことになる。

参 照 文 献

- Chomsky, Noam (1973) Conditions on transformations. In: Stephen Anderson and Paul Kiparsky (eds.) *A festschrift for Morris Halle*, 232-286. New York: Holt, Rinehart and Winston.
- Chomsky, Noam (1976) Conditions on rules of grammar. *Linguistic Analysis* 2: 303-351.
- Chomsky, Noam (2000) Minimalist inquiries: The interface. In: Roger Martin, David Michaels, and Juan Uriagereka (eds.) *Step by step: Essays on minimalist syntax in honor of Howard Lasnik*, 89-156. Cambridge, MA: MIT Press.
- Chomsky, Noam (2001) Derivation by phase. In: Michael Kenstowicz (ed.) *Ken Hale: A life in language*, 1-52. Cambridge, MA: MIT Press.

⁷ 査読者の方から以下の貴重なコメントを頂いた。もし、関西方言 A の話者が対格名詞句に対して特別な強勢を置くことなく LD-ECM を許すなら、Ura (2007) が取りあげた現象と本稿で調査した現象は見かけは同じでも本質が異なるという可能性も出てくる。今後の研究課題にしたい。

- Culicover, Peter W. (1991) Topicalization, inversion, and complementizers in English. *OTS working papers: Going Romance and beyond*, 1–43. Utrecht: University of Utrecht.
- 平岩 健 (2006) 「第9章 主語—目的語繰り上げ構文」, 三原健一・平岩 健『新日本語の統語構造』217–247. 東京: 松柏社.
- Kaneko, Yoshiaki (1988) On exceptional case-marking in Japanese. *English Linguistics* 5: 271–289.
- Kuno, Susumu (1976) Subject raising. In: Masayoshi Shibatani (ed.) *Syntax and semantics 5: Japanese generative grammar*, 17–49. New York: Academic Press.
- Tanaka, Hidekazu (2002) Raising to object out of CP. *Linguistic Inquiry* 33: 637–657.
- Ura, Hiroyuki (2007) Long-distance case-assignment in Japanese and its dialectal variation. *Gengo Kenkyu* 131: 1–43.

著者連絡先:

畠山雄二

184-8588 東京都小金井市中町 2-24-16

東京農工大学工学部

hatayu@cc.tuat.ac.jp

本田謙介, 田中江扶

日本言語学会事務局気付

[受領日 2007 年 11 月 2 日

最終原稿受理日 2008 年 4 月 20 日]

Abstract

On the Long-Distance ECM in Japanese: Against Ura (2007)

YUJI HATAKEYAMA

KENSUKE HONDA

KOSUKE TANAKA

*Tokyo University of**Dokkyo University**Tokyo Metropolitan University**Agriculture and Technology*

Based on the observation on a special type of ECM construction in a certain variety of Kansai Japanese, Ura (2007) argues that the dialect allows a true instance of long-distance case assignment whereby an object NP in an embedded clause is assigned an accusative case by the main verb, as in *Boku wa John-ni sono koto-o dekiru (te) omou* ‘I think (that) John [DATIVE] can do that [ACCUSATIVE]’. According to his analysis, such an unorthodox operation is made possible by the deletable complementizer in this dialect, which renders the phase of the embedded finite clause ‘weak’, thereby exempting it from the Phase Impenetrability Condition (PIC). From this, Ura suggests the generalization that no language allows long-distance ECM (LD-ECM) unless its complementizer is deletable.

This paper investigates the acceptability of the corresponding construction with sixty speakers of non-Kansai Japanese and adduces two types of counterexample to Ura’s generalization: (i) LD-ECM is disallowed even though the complementizer is deletable, and (ii) LD-ECM is allowed even though the complementizer is not deletable. These counterexamples indicate that there is no strong correlation between the deletability of a complementizer and the acceptability of LD-ECM. We thus reject Ura’s analysis utilizing the ‘strength’ of a phase and present an alternative analysis in which the accusative NP in an embedded clause, typically focused with heavy stress, undergoes covert movement to the Spec of CP and gets its accusative case licensed there. The proposed analysis can capture the marked nature of the LD-ECM construction without altering the definitions of such general notions as locality and minimality.